

清川村ふれあいセンター運営委員公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、清川村ふれあいセンター運営委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定める。

(応募の資格)

第2条 公募による委員（以下「公募委員」という。）応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 村内に住居する18歳以上の者（高校生は除く。）
- (2) 本村の議会議員及び職員でない者
- (3) 清川村ふれあいセンター運営委員会規則第2条第2項第2号の規定に基づく関係団体の代表者でない者
- (4) 平日の日中に開催される審議会に出席が可能な者
- (5) ふれあいセンター設置の趣旨を理解し、当該施設の運営に関心のある者

(募集人員)

第3条 公募委員の募集人数は、2人とする。

(公募の方法)

第4条 公募委員の募集に当たっては、清川村ホームページ及び清川村広報紙等により広く周知するものとする。

- 2 応募者には、清川村ふれあいセンター運営委員応募申込書（別記様式。以下「申込書」という。）の提出を求めるものとする。
- 3 前項の規定により提出された申込書は、返還しないものとする。

(選考の方法)

第5条 公募委員の選考は、申込書による書類選考により行い、必要に応じて面接を行うことができるものとする。

(特例事項)

第6条 公募委員の募集を実施したにもかかわらず、次に掲げる理由により募集人員に達しなかった場合は、再募集や関係団体からの推薦によるなど、他の方法で委員を選任し、又は決定することができるものとする。

- (1) 応募者がいなかった場合
- (2) 選考の結果、適任者がいなかった場合

(選考の結果)

第7条 選考の結果については、応募者本人に通知するものとする。

(事務の所管)

第8条 公募に係る事務は、村づくり観光課が所管する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、公募について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式

清川村ふれあいセンター運営委員応募申込書

年 月 日

清川村ふれあいセンター運営委員に次のとおり応募します。

1 氏名等

ふりがな		性別	生年月日
氏 名		男・女	年 月 日生
住 所	清川村（煤ヶ谷・宮ヶ瀬）		
連 絡 先	（自宅・携帯・勤務先）	職業等	

2 申込理由

(応募の動機などをお書きください。)

3 村各種委員就任状況

(村の各種委員に就任している場合は、その名称をお書きください。)